

○財務省告示第二百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年六月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三十三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。の適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札

五 募入決定の方法 であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

イ 価格競争の入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

十六	十五	十四	十三								口	イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額			償還期限	行争入札発	非価格競	者・第I	特別参加市場	入札発行	価格競争
平成二十一年六月二十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。		平成二十二年六月二十一日				十九銭三厘	募価額百円につき九十九円七	額面金額百円につき九十九円七
					ただし、償還期が銀行休業日に								